

静岡県告示174号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	賀茂郡河津町縄地字小縄地山1076番の7から 賀茂郡河津町縄地字小縄地山1075番の12まで	令和2年3月13日

=====

静岡県告示175号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月13日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町下長尾字原山1538番の45	令和2年3月13日
473号		